

競技会における広告および展示物に関する規程

(2017年4月修改正)

本規程中の表記について、〔国際〕はIAAF広告規程に記載されているが、国内競技会には適用しない。〔国内〕は本連盟独自に追加したものである。〔／〕は「ならびにまたは」を意味する。

1 定義

つぎにあげる用語は、本規程の目的のために以下の意味をもつ。

広告： 販売促進の性質をもつあらゆる広告および展示物。

広告ボード／広告幕：トラック外側またはコースに沿って設置された広告用の固定式、回転式、電子式、その他の素材のボード類、または幕。

広告コミッショナー：本規程を監督、管理、解釈、施行する権限や職務をもつコミッショナー。

競技者：競技会に参加しているすべての競技者。

ナンバーカード：競技会中や表彰式または公式行事で競技者が身につける数字等の書かれたカード。

ナンバーカードスポンサー：ナンバーカードに名前／ロゴを表示する権利を与えられたスポンサー。

カムカーペット：本規程のもとで許される広告用に置かれるカーペット。

競技会：〔国内〕本連盟競技規則のもとで行われる競技会

〔国際〕IAAF競技規則第1条第1項(a)(i)、(c)、(d)および(e)の競技会。また、IAAF競技規則第1条第1項(b)、(f)、(g)、(h)、(i)、(j)に該当の国

	際競技会で独自の広告規程を持たない（各国陸連などの）組織により認可された競技会。競技役員：本連盟競技規則第120条に従って任命された競技会役員またはその代表者。
競技役員：	本連盟競技規則第120条に従って任命された競技会役員または代表者。
競技会会場：	競技場内競技会：ミックスゾーンやウォームアップエリアを含む競技場内および周辺（屋内外問わず）の、競技会主催者が管理するすべての場所。
競技場外競技会：	コース、ミックスゾーン、ウォームアップエリアおよびスタートとフィニッシュエリアを含む、競技会主催者が管理するすべての場所。
競技会タイトル：	競技会の公式タイトル（タイトルスポンサー名を含む。そのタイトルスポンサー名はCIとして表現されているいないを問わない）。CIとはロゴ、シンボルマーク、商標など。
インフィールドボード：	競技会会場でトラックの内側に置かれる広告ボード。
ロゴ：	シンボル、デザインまたはその他の図案化された表示、キャッチフレーズ、スローガン、タグラインなど、製造会社、スポンサー、他のあらゆる会社、ならびにまたは、そうした会社の製品名を表すもの。
製造会社：	主要な事業が用器具、衣類または競技会において競技者等により使用される製品を製造している会社、またはIAAFにより承認された会社で、競技会において競技者その他が使用する用器具、衣類、その他の製品を製造するあらゆる会社。
シリーズ/タイトルスポンサー：	競技会タイトルやシリーズ競技会と自己の名前を結合する権利を与えられたスポンサー。
セッション：	競技会で競技そのもの、および式典が実際に行

- われる時間帯。
- すべての競技場外競技会： 同一競技会における各レース。
- スポンサー： 競技会に関連したスポンサーシップならびにまたはその他商業的権利を与えられた会社で、ナンバーカードスポンサー、シリーズ／タイトルスポンサー、サブライングスポンサーを含む。
- サブライヤー： 競技会において競技者その他が使用する用器具、衣類、その他の製品を供給する会社。
- サブライングスポンサー： 競技会の企画、開催に必要なあらゆる製品またはサービス（以下に例示）を主催者・主管団体に供給するスポンサー。
例えば、飲料、コピー機、車両、計時、計測、コンピューター（ハードウェア／ソフトウェア）、通信、ホームエレクトロニクス（テレビ／オーディオ／ビデオ／放送設備）など。
- バーチャル広告： テレビまたは他の現存するもしくは将来の技術によって、ライブまたは録画を問わず伝達される信号に、競技会会場に存在しない静止画または動画を広告目的で電子的に挿入すること。それにはシンセティック広告ボード、パネル、サインおよびその他の広告メッセージが含まれる。

2

総 則

〔国内〕本規程は、以下の(i)から(v)の競技会に適用される。

- (i)本連盟主催・共催競技会
- (ii)本連盟後援競技会
- (iii)テレビ放映またはインターネット等による不特定多数に公衆送信される競技会
- (iv)ナンバーカード広告協賛を付した競技会
- (v)その他大会要項において本規程の適用を定め競技会における広告および展示物に関する規程を適用する競技会

〔国内〕本規程は発効時期を含め理事会の議決を必要とする。ただし、IAAF規定改定に伴う改定の場合はその限りではない。

2.1 スポーツの高潔性

陸上競技というスポーツの高潔性を守るために、競技会会場でのあらゆる広告は本規程に従ったものでなければならず、競技会運営を妨げるものであってはならない。

2.2 安全性

すべての広告は、競技会に適用される安全上の法令・規則を守らなければならない。

2.3 広告内容

2.3.1 全般

品格に欠ける、目障りとなる、侮辱的、名誉を棄損するなど、その他公序良俗に反するもの、大会の趣旨に照らして本連盟が不相当と判断する広告は、競技会会場に掲出してはならない。

2.3.2 〔国際〕アルコール製品

アルコール含有量が20%を超えるアルコール製品の広告は禁止する。これにはカクテルなどの材料も含む。

2.3.3 たばこ製品

たばこ製品の広告は禁止する。

2.3.4 フードサプリメント

IAAFまたは本連盟の特別な承認を得ない限り、競技会におけるフードサプリメントの広告は禁止する。

2.3.5 政治的／宗教的な広告

政治広告（例：政党、政治団体、政治運動・政治的概念・主義主張あるいはその他政治目的を推進するもの）および宗教広告は競技会において禁止する。

2.4 〔国内〕行政指導

道路を使用する競技会における広告および展示物は、道路管理者、警察の指導ならびに自治体の屋外広告物条例の範囲内で認められる。従って主催者は事前に道路占用許可および道路使用許可等の必要な許可を得なければならない。

3 競技会会場での広告

3.1 一般広告

競技者およびすべての関係者は、本規程で認められているもの、あるいは IAAF または本連盟により特別に認められたもの以外のロゴ、ID その他いかなる物も競技会会場においては表示、持込み、着用、設置することはできない。

3.1.1 競技者の広告

3.1.1.1 競技者の衣類に表示する広告や競技者自身による広告、その他の競技者との提携による広告は、本規程で認められた競技者の衣類上への表示方法でのみ許可される。

3.1.1.2 競技者の衣類に表示する広告、競技者による広告、その他の競技者との連携による広告は、ボディペインティング、刺青、宝石、染髪、髪の毛を剃ること、旗、横断幕、Tシャツおよび帽子の使用、その他のあらゆる形態での広告の表示を含めて禁止する。

3.1.1.3 「A 競技者は B 社とスポンサー契約を結んでいる」といったような、競技者のスポンサー広告あるいは表示は競技者または競技会会場のいかなる場所にも表示されてはならない。

〔国内〕 実業団連合所属チームの対抗競技会における選手・所属先応援用旗、織、幕、小旗などはこの規定から除外し、主催者の指示に従うものとする。

〔国内〕 学校教育法第1条、第124条および第134条に規定する学校が出場する学校対抗競技

会においては、学校名を記載した幕、幟等を主催者の指示に従い掲出することができる。

3.1.2

表彰台

表彰台の前面には、競技会タイトルを表示することができる、以下のものを含むことができる：競技会ロゴ／ナンバーカードスポンサー名／ロゴシリーズ／タイトルスポンサー名／ロゴならびにまたはスポンサー名／ロゴ（1社もしくは複数）

それぞれの表示の高さは30cm以内とする。

3.1.3

バックボード

表彰台の背後、ミックスゾーン内、記者会見場内に設置されたバックボードには、競技会名、競技会ロゴ、スポンサー名／ロゴ（1社もしくは複数）、ならびにまたは各国陸連の名称／ロゴ（ウェブサイトアドレスを含む）を表示することができる。それぞれの表示の高さは30cm以内とする。

3.1.4

場内アナウンス

競技会の前、進行中または終了後にスポンサーについてアナウンスすることができる。そのようなアナウンスはジングルを含み、適切な方法で行わなくてはならず、競技会の進行を妨げてはならない。競技会中はスポンサー（1社または複数社）に関するアナウンスは1時間につき60秒以内で、1時間に3回以内、例えば1時間に20秒を3回、または30秒を2回とする。〔注意〕いかなるアナウンスも中継放送のための録音を妨げてはならない。従って、中継放送における実況やインタビューの近くに設置された拡声器の音量は適切に調節されなければならない。

3.1.5

電光掲示板

- 3.1.5.1 **スポンサー／製造会社のロゴ**
 〔国内〕電光掲示板製造会社名／ロゴやスポンサー名／ロゴは、電光掲示板周辺に表示することができる。
 それらの表示のサイズは1.2m以内とする。
 〔国際〕電光掲示板の製造会社名／ロゴやスポンサー名／ロゴは、電光掲示板周辺に表示することができる。それらの表示の大きさは画面の端から1.2m以内に収めなければならない。
- 3.1.5.2 **音声を伴う、または伴わない広告**
 音声を伴う、または伴わないスポンサー広告（広告スロット、コマーシャルなど）は、各セッションの開始前、および各セッション最終種目の直後に電光掲示板に表示することができる。
 〔国内〕音声を伴わない広告は、競技運営の妨げにならないときに30秒以内で表示することができる。
- 3.1.5.3 **スポンサー名／ロゴ**
 スポンサー名／ロゴは、競技会中に電光掲示板に表示することができる。
- 3.1.6 **個人バッグ／公式バッグ**
- 3.1.6.1 **個人のバッグ**
 競技者および競技役員が競技場で使用するバッグの製造会社名／ロゴは、各バッグ2カ所まで表示することができる。それぞれの表示の大きさは25cm²以内とする。競技者が競技場内で使用する各バックには、ナショナルチームまたは所属連盟のロゴ、旗、当該国の象徴を2カ所表示することができる。それぞれの表示の大きさは25cm²以内とする。
- 3.1.6.2 **公式バッグ**
 大会主催者は、すべての競技者、競技役員、大会役員その他の関係者に公式バッグを支給す

る権利をもつ。公式バッグには以下の表示ができる

(i)競技会名1カ所

(ii)競技会ロゴ1カ所

(iii)バッグの供給者または製造会社、またはスポンサー名/ロゴ(1社)を4カ所に表示することができる。バッグの供給者または製造会社またはスポンサーの表示は、2カ所は25cm²以内、もう2カ所は40cm²以内とする。

3.1.7

トラック表面

3.1.7.1

〔国内〕 製造会社名/ロゴ

主催者が認めた場合に限り、トラック舗装材の製造会社名/ロゴを最大2カ所、舗装材表面に表示することができる。平面表示の高さは屋外競技場で1m以内、室内競技場で0.5m以内とし、トラックのマーキングを妨げてはならず、競技中に競技者が通過するエリアの外側でなければならない。

〔国際〕 製造会社名/ロゴ

トラック舗装材の製造会社名/ロゴを最大2カ所、舗装材表面に恒常的に表示することができる。平面表示の高さは屋外競技場で1m以内、室内競技場で0.5m以内とし、トラックのマーキングを妨げてはならず、競技中に競技者が通過するエリアの外側でなければならない。

3.1.7.2

〔国内〕 競技場名、所在地名ならびにまたは競技会名/ロゴ

主催者が認めた場合に限り、競技場名/所在地名ならびにまたは競技会名/ロゴを最大2つ、舗装材表面に表示することができる。ただし、商業的な名称、ロゴまたは権利が含まれてはならない。それらの平面表示は、トラックの色を基調にぼかした色調で、その高さは屋外競

技場で5m以内、室内競技場では2.5m以内とする。ぼかした色調による表示の陰影をつくるため、トラックのベースカラーは白色で66%まで薄めることができる。ただし、トラックのマーキングを妨げてはならず、可視性を確保しなければならない。

〔国際〕 競技場名、所在地名ならびにまたは競技会名／ロゴ

競技場名ならびにまたは所在地名ならびにまたは競技会名／ロゴを最大2カ所、舗装材表面に恒常的に表示することができる。ただし、商業的な名称、ロゴまたは権利が含まれてはならない。それらの表示は、トラックの色を基調にぼかした色調で、屋外競技場で5m以内、室内競技場では2.5m以内とする。ぼかした色調による表示の陰影をつくるため、トラックのベースカラーは白色で66%まで薄めることができる。ただし、トラックのマーキングを妨げてはならず、可視性を確保しなければならない。

3.1.7.3

〔国際〕 IAAF 認証施設ロゴ

IAAF 認証製品（トラック舗装材）ならびにまたは IAAF 認証施設としてのロゴのどちらかを2つまたは双方を1つずつ、舗装材表面に恒常的に表示することができる。平面表示の幅は屋外競技場で0.5m以内、室内競技場で0.25m以内とするが、トラックのマーキングを妨げてはならず、競技中に競技者が通過するエリアの外側でなければならない。

3.1.7.4

〔国際〕 その他

IAAFの書面による同意があれば、3.1.7.2の代わりに、もしくは3.1.7.2に加えて競技会フィールドの外側に、より強い色調での表示の機会を与えることができる。

3.1.8 フラワーリボン

競技者に賞品または花が贈呈される場合、花の提供者名／ロゴ、もしくはスポンサー名／ロゴ（2社まで）を贈呈される花に付けられたリボンの両側に表示することができる。それぞれの表示は高さ5cm以内とする。

3.1.9 追走用車両

3.1.9.1 追走用車両

テレビ製作に使われる追走用車両に競技会名、競技会ロゴまたはスポンサー名／ロゴを表示することができる。それぞれの表示の高さは20cm以下とする。

3.1.9.2 競技場外競技会では、テレビ製作用追走用車両としての用途にかなうものであれば、追走用車両として量産車を使用してもよい。

3.1.10 パラソル／テント

3.1.10.1 競技場内での競技会

パラソルやテントは、天候状況に応じて適当な数でなくてはならず、理由なく観衆の眺望を妨げてはならない。競技場内で行われる競技会で使用されるパラソルやテントは、大会主催者名／ロゴ、競技会名、競技会ロゴ、スポンサー名／ロゴ（1社）、ならびにまたは本連盟や地域陸協または加盟団体の名称／ロゴ以外、いかなる広告や他のIDも表示してはならない。そのような表示は400cm²以内とする。

3.1.10.2 競技場外での競技会

パラソルやテントは、天候状況に応じて適当な数でなくてはならず、観衆の眺望を理由なく妨げてはならない。競技場外競技会で使用されるパラソルやテントは、3.1.10.1に加えてスポンサー名／ロゴ（複数可）を表示してもよい。それぞれの表示の大きさは400cm²以内とする。

3.1.11

商品の配置

開催地における準拠法に抵触しない限り、スポンサーの製品を、競技会中に競技会会場内に置くことができる。その大きさや場所そして方法は、大会主催者によって決められ、広告コミッションならびにまたは本連盟が任命する役員によって承認されなければならない。いかなる製品の配置も本規程の原理を考慮し、いかなる場合でもスポーツの高潔性を妨げてはならず、競技運営を妨害してはならない。

3.2.1

屋外競技場

3.2.1.1

広告ボード／広告幕

3.2.1.1.1

広告ボード

(i)場所

広告ボードはトラックの外縁から30cm以上離して設置する。これはメインスタンド側カメラが映せず、バックスタンド側などに設置されたリバーサカメラアングルのカメラが映せるホームストレート沿い外周に設置したボードを含む。各ボードの高さは一定とする。原則として、広告ボードは競技運営、観客や放送の視聴者の眺望を妨げるものであってはならない。

(ii)スタート後方：

100m (110mH) のスタート後方に特別の広告ボードを1枚置くことができるが、地面に設置しても、地面からもち上げて設置してもよい。この広告ボードの高さは1.5m以内とし、幅はトラックの幅以内とする。このボードには、最大2社まで併記することができる。

〔国際〕この広告ボードはトラック表面から50cm持ち上げて設置することができる。

(iii)1段

広告ボードは1段に制限される。ただし、競

技場内の恒久的構造物に取りつけるものであれば、追加の広告段の設置が認められる。

〔国際〕トラック周辺の広告ボードは1段に制限される。ただし、テレビカメラや観客の眺望を遮らず、またトラック脇の広告ボードの真後に設置しなければ追加の広告段の設置が認められる。

(iv) 大きさ

固定式、回転式、電子式広告ボードの大きさは高さ最大1.2mとする。ただし、原則として固定式広告ボードは6m×1mとする。

(v) 素材

広告ボードは硬い素材であるか、表面が硬くなければ頑丈なフレームに固定されなければならない。

(vi) 両面

広告ボードは、両面に広告を表示できる。

3.2.1.1.2

〔国内〕 広告幕

(i) 場所：

広告幕は壁面やフェンスに設置することができる。原則として、広告幕は競技運営、観客や放送の視聴者の眺望を妨げるものであってはならない。

(ii) 1段

広告幕は1段に制限される。ただし、競技場内の恒久的構造物に取りつける場合は追加の広告段の設置が許可される。

(iii) 大きさ

広告幕の大きさは横12m×縦1.8m以内とする。

(iv) 素材

広告幕の材質に関して競技場管理者の規定がある場合はこれに従うものとする。

インフィールドボード

広告、その他を表示したインフィールドボードは、すべての屋外競技場で実施される競技会で認められる。そのようなインフィールドボードは、インフィールドのいずれの個所であっても内側から30cm以上離して設置するものとする。ただし以下の事項を厳守しなければならない。

- 競技会の品位を損ねてはならず、また円滑な競技運営を妨害してはならない。
- 観衆やテレビの視聴者の眺望を妨げてはならない。

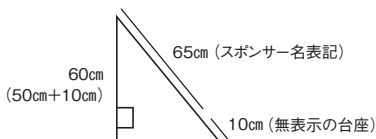
インフィールドボードは総計120mまで認められる。

個々のインフィールドボードは3m×0.50m以内とするが、例外として、競技会名、競技会シリーズ名を表示するボードは幅12m×高さ0.50m以内とする。

インフィールドボードは、支柱や台座を設けて傾けて設置する場合に限り、高さ0.50mを超えてもよく、支柱や基部を含めた高さの合計は0.60m以内（地面からボードの最上部まで）とする。ボードは無表示の支柱や台座を使って最大10cmかさ上げして設置できる。

<注>

- スポンサー名表記 = 300cm×65cm以内
- 無表示の台座 = 300cm×10cm以内
- 最大の高さ60cmとスポンサー名表記の上限すべてを加味した最大サイズは300cm×75cm以内



3.2.1.3 カムカーペット (90度システム広告)

本規程に従って広告ボードやインフィールドボードを置くことのできる位置に、広告ボードやインフィールドボードの代わりに、同じ広告を表示したカムカーペットを置くことができる。メインカメラアングルからの見た目の最大サイズは、当該広告ボードまたはインフィールドボードと同一のサイズとする。

3.2.1.4 [国際] フィニッシュラインテープ

スポンサー名/ロゴ(複数可)ならびにまたは各国陸連の名称/ロゴをフィニッシュラインテープに繰り返し表示することができる。高さは20cm以内とする。

3.2.1.5 スペースブランケット

競技中または競技終了後に競技者に与えられるスペースブランケットにスポンサー名/ロゴ(複数可)を繰り返し表示することができる。その表示の高さは20cm以内とする。

3.2.1.6 [国際] その他の広告

事前に書面にてIAAFとの合意がなされたものに限り、その他の広告表示ができる。

3.2.2 室内競技場

3.2.2.1 広告ボード/広告幕

3.2.2.1.1 広告ボード

(i)場所

広告ボードはトラックの外縁に設置することができる。各ボードの高さは一定とする。原則

として、広告ボードは競技運営、観客や放送の視聴者の眺望を妨げるものであってはならない。

(ii)1段

広告ボードは1段に制限される。ただし、競技場内の恒久的構造物に取りつけるものであれば、追加の広告段の設置が認められる。

(iii)大きさ

固定式、回転式、電子式広告ボードの大きさは高さ最大1mとする。

素材：広告ボードは硬い素材であるか、表面が硬くなければ頑丈なフレームに固定されなければならない。

(iv)両面

広告ボードは、両面に広告を表示できる。

3.2.2.1.2

〔国内〕広告幕

(i)場所

広告幕は壁面やフェンスに設置することができる。

(ii)1段

広告幕は1段に制限される。しかし、競技場内の恒久的構造物に取りつけるものであれば、追加の広告段の設置が認められる。

(iii)大きさ

広告幕の大きさは原則として横6m×縦1mとするが、横12m×縦1.8m以内までは認められる。

(iv)素材

広告幕の材質に関して競技場管理者の規定がある場合はこれに従うものとする。

3.2.2.2

インフィールドボード

以下の広告などを表示したインフィールドボードは、すべての室内競技場における競技会

で認められるが、必須ではない。すべての室内競技会では、そのようなインフィールドボードはトラックの端から30cm以上離して設置し、競技会の高潔性や競技運営を妨害してはならない。

(i) 競技会名

— 競技会名を表示したインフィールドボード (5m × 0.4m 以内) 1枚。

(ii) 本連盟／地域陸協／加盟団体

— 当該競技会を権威付けている本連盟、地域陸協、または加盟団体、もしくはそれらの団体によって指定された組織の名称／ロゴを表示したインフィールドボード (2m × 0.4m 以内) 1枚。

(iii) ホストブロードキャスター

— ホストブロードキャスター名／ロゴを表示したインフィールドボード (2m × 0.4m 以内) 1枚。

(iv) スポンサー

— サプライングスポンサーもしくはスポンサーの名称／ロゴ (1社) が表示されたインフィールドボード (2m × 0.4m 以内) 8枚。

(v) シリーズ／タイトルスポンサー／ナンバーカードスポンサー

— シリーズ／タイトルスポンサーあるいはナンバーカードスポンサーの名称／ロゴを表示したボード (3m × 0.4m 以内) 1枚。

3.2.2.3

カムカーペット (90度システム広告)

本規程に従って広告ボードやインフィールドボードを置くことのできる位置に、広告ボードやインフィールドボードの代わりに、同じ広告を表示したカムカーペットを置くことができる。メインカメラアングルからの見た目の最大

サイズは、当該広告ボードまたはインフィールドボードと同一のサイズとする。

3.2.2.4 競技者保護用マット

スポンサー名/ロゴ（1社）もしくはその他の広告を、60m直走路のフィニッシュラインの先に置く競技者保護用マットに表示することができる。その表示の高さは1.5m以内とし長さはトラックの幅以内とする。

3.2.2.5 〔国際〕フィニッシュラインテープ

スポンサー名/ロゴ（複数可）をフィニッシュラインテープに繰り返し表示することができる。高さは20cm以内とする。

3.2.2.6 スペースブランケット

競技中または競技終了後に競技者に与えられるスペースブランケットにスポンサー名/ロゴ（複数可）を繰り返し表示することができる。その表示の高さは20cm以内とする。

3.2.2.7 〔国際〕その他の広告

事前に書面にてIAAFとの合意がなされたものに限り、その他の広告表示ができる。

3.3 競技場外競技会

3.3.1.1 〔国内〕広告ボード/広告幕：

(i)場所

広告ボード/広告幕はコースに沿って一列に設置できる。

(ii)素材

広告ボード/広告幕を支える構造は、いかなる天候、特に強風でも十分に広告ボード/広告幕の重さを支えることができる堅固なものとする。

(iii)大きさ

広告ボード/広告幕の最大の高さは1.2mとする。ただし、シリーズ/タイトルスポンサー

は1.5mまで認められる。

〔国内〕 発着点となる競技場内の広告ボード／
広告幕は本規程3.2.1.1を適用する。

〔国内〕 発着点となる競技場内のインフィールド
ボードは競技運営上支障がない場合は、本規
程3.2.1.2を適用する。

3.3.1.2

〔国内〕 競技会においては、開催時期の告知、
会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等
を表示する形態のもの（協賛者名を表示したイ
ベント開催時期の告知看板や歓迎装飾バナーを
街灯等に添加したものなど）は、協賛者名等の
表示の大きさは原則として表示面積の半分を超
えないものとする。

3.3.1.3

〔国内〕 応援用のグッズ

公道上の観衆用に主催者等が準備する応援
グッズは競技運営上支障がなく、終了後に投棄
などが無いよう充分配慮すること。

3.3.2

〔国内〕 カムカーペット（90度システム広告）

広告ボード／広告幕の代わりに、本規程でこ
れらのボード／広告幕の設置が認められた場所
に同じ広告を表示したカムカーペットを置くこ
とができる。それらの見た目の最大サイズは、
当該広告ボードと同一のサイズとする。

〔国際〕 IAAF 規程ではロードペインティングも
認められている。

3.3.3

構築物

3.3.3.1

発着点に設置が認められたゲート等に、以下
のものをいくつでも表示することができる。

- (i) 公式競技会名（文字の高さ（縦書きの場合は「文
字の幅」と読み替える。以下同じ。）1m以内）。
- (ii) 公式競技会ロゴ（高さ50cm以内）。
- (iii) 計時スポンサー名／ロゴが入った公式計時機器
（文字／ロゴの高さ50cm以内）。

- (iv) スタートおよびフィニッシュ地点ゲートの支柱の両面に1スポンサーにつき1つの名前/ロゴ(文字/ロゴの高さ50cm以内)。
- (v) 加盟団体/主催者のロゴ(文字/ロゴの高さ50cm以内)。
- (vi) 大会主催者を支援している公的機関の名称/ロゴ(文字/ロゴの高さ50cm以内)。

3.3.3.2 発着点に設置が認められたすべてのゲートは、必要な安全基準を満たさなければならない。
〔国内〕本規定は、道路を使用する競技会において設置するすべての構築物に適用するものとする。

3.3.3.3 〔国内〕折返し点の構築物への表示は3.3.3.1に準ずるものとする。ただし、競技会名は必ず表示するものとする。

3.3.3.4 〔国内〕競技運営上必要なサインボード(距離表示板等)に、縦15cm以内の広告を表示することができる。

3.3.4 フィニッシュラインテープ

スポンサー名/ロゴ(複数可)をフィニッシュラインテープに繰り返し表示することができる。高さは20cm以下とする。

〔国際〕スポンサー名/ロゴ(複数可)ならびにまたは各国陸連の名称/ロゴをフィニッシュラインテープに繰り返し表示することができる。高さは20cm以内とする。

〔国内〕競技会名/ロゴも表示することができる。

〔国内〕クロスカントリーの大会でも本条項を適用する。

3.3.5 スペースブランケット

3.3.5.1 〔国内〕主催者が用意する毛布、ガウン、バスタオル、スペースブランケットなどの保温用具

に大会名／ロゴ、製造会社名／ロゴ、スポンサー名／ロゴ（複数可）を繰り返し表示することができる。大会名／ロゴの大きさに制限はないが、スポンサー名／ロゴ、製造会社名／ロゴの大きさは縦20cm以内とする。

〔国際〕スポンサー名／ロゴ（複数可）をスペースブランケットに繰り返し表示することができる。そのような表示の高さは20cm以内とする。

3.3.5.2

〔国内〕道路競技で競技者が着用またはもち込むことができる保温用具の製造会社名／ロゴの大きさは3.3.5.1で認められる範囲とする。

3.3.6

競技運営関係車

〔国内〕道路運送車両保安基準により、フロントガラスおよび左右フロントガラスに貼付けすることはできない。

〔参照〕道路交通法および道路運送車両法等の保安基準

「車両のフロントガラス、左右フロントガラスに不透過物（70%以上光を遮断するもの）を貼ってはならない」

3.3.6.1

スポンサー名／ロゴは先導車／計時車の側面と上部にそれぞれ1か所表示できる。ただし、表示は同一レースにおいては全ての先導者／計時車で同一でなければならない。

3.3.6.2

3.3.6.1に加え、計時関連サービスを供給するスポンサーは競技運営関係車両の上に製品（1つ）を設置することができる。そのような表示は、競技運営関係車両の時計の可視性を妨げてはならない。

3.3.6.3

〔国内〕車両表示

競技運営関係車両の前・後部に主催者が取り付ける車両表示（審判長、報道など）を取り付けることができる。

- 3.3.7 カーパレード
 スポンサー（複数可）は、適用可能な法律に抵触しない限り、レースに先立ち、車両に製品を搭載した先導車／計時車を走らせることができる。
- 4 衣類の広告
- 4.1 競技者の衣類
- 4.1.1 総 則
- 4.1.1.1 競技者の競技用とウォームアップ用の衣類には、本規程に従った広告のみを表示することが許される。本規程に基づかない衣類の広告または他の表示は厳禁とし、本規程違反となる。
- 4.1.1.2 競技者が競技中に衣類を2枚重ねて着用する（例えばベストの下にTシャツを着用する／ショーツの下にタイツを着用する）場合は、下に着用している衣類が露出していれば、広告その他の表示があってはならない。
- 4.1.1.3 本規程第4章は、競技自体やビクトリーラン、すべての式典（表彰式、開会式、閉会式）、インタビュー、大会主催者によって開かれた記者会見等を含めた競技中、競技会の全期間に適用される。
- 4.1.2 ベストまたはレオタード
 競技規則143条1項に従い、競技者のベストまたはレオタードの前面と背面は同色が望ましい。
 ベストまたはレオタードに表示される広告またはその他の表示は、本連盟が別途定めない限り、すべての競技会でつぎの要件に従わなければならない。
- 4.1.2.1 製造会社名／ロゴ
 ベスト
 衣類の製造会社名／ロゴをベストの前に1カ

所表示できる。その大きさは、各文字が高さ4cm以内、トータルロゴの高さは5cm以内で、面積30cm²以内の長方形とする。

レオタード

衣類への製造会社名／ロゴの表示は以下の通りとする。

—レオタードの前面に1カ所表示することができる。その大きさは、各文字が高さ4cm以内、トータルロゴの高さは5cm以内で、面積30cm²以内の長方形とする。

または

—レオタードの前面に2カ所表示できる。ウエストより上部、下部にそれぞれ1カ所とするが、それぞれの表示が接してはならない。その大きさはそれぞれ文字の高さ3cm以内、トータルロゴの高さ4cm以内で、面積は20cm²以内の長方形とする。

ベストまたはレオタード

製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ（名前や文字を含まない）は、装飾的な「デザインマーク」として、以下のうち1つに、幅10cmを超えない帯状で1回、あるいは繰り返して使用できる。ただし、そのような使用が著しく目立つものや、衣類の印象を過度に損なうものでないと、IAAFまたは本連盟が判断する場合に限る。

—両袖の先端

—両袖の肩回りの縫い目沿い

—衣類の両脇下の縫い目沿い

帯状での使用が認められている装飾的なデザインマークの例

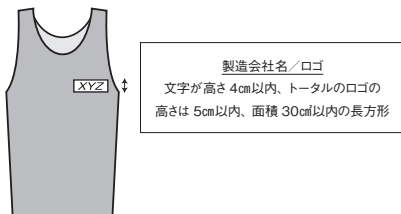
ADIDAS	ASICS	MIZUNO	NIKE	PUMA	REEBOK
					

文字を含むため、帯状での使用が認められない
装飾的なデザインマークの例

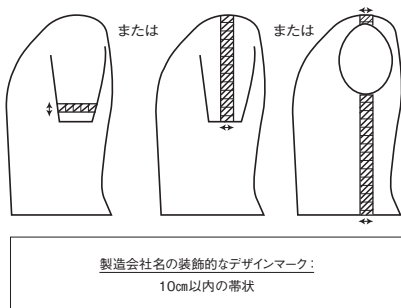
ADIDAS	ASICS	MIZUNO	NIKE	PUMA	REEBOK

ベスト

製造会社名／ロゴの例

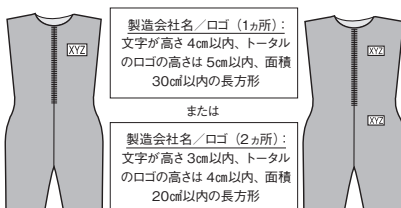


製造会社の装飾的なデザインマークの例

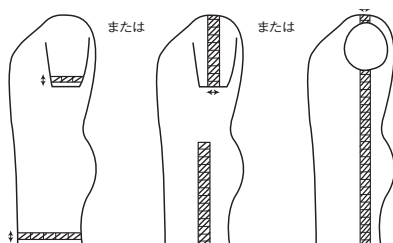


レオタード

製造会社名／ロゴの例



製造会社の装飾的なデザインマークの例



4.1.2.2

競技者名

競技者名をベストまたはレオタードの前部／後部につけることができる。高さは4cm以内とする。

4.1.2.3

国名

競技者の国名／公式国名略号（例えば JPN など、以下同じ）は、ベストまたはレオタードの前部／後部に各1カ所表示することができる。表示の高さは10cm以内とする。

4.1.2.4

ナショナルチームまたは所属連盟のロゴまたは旗

ナショナルチームまたは所属連盟のロゴ、旗、当該国の象徴をベストまたはレオタードのウエストより上部の前部に1カ所表示することができる。高さ5cm以内、面積30cm²以内とする。

4.1.2.5

〔国内〕 都道府県名／ロゴ

- (i) 都道府県対抗競技会においては、所属する都道府県名／ロゴをベストまたはレオタードの前部および後部にそれぞれ1箇所表示することができる。
- (ii) 加入団体の所在地を示す場合は、クラブ名とは切り離れた形で表示し、前部の右胸、左胸、後部のいずれか1カ所に表示できる。高さは4cm以内とし、長さには制限は設けない。

〔国際〕IAAF名／ロゴはベストまたはレオタードに表示することはできない。

4.1.2.6

ナショナルスポンサー

IAAF世界選手権大会ではないすべての競技会においては、ナショナルスポンサー名／ロゴを、ナショナルチームまたは所属連盟のロゴまたは旗の代わりにナショナルベストまたはレオタードに表示することができる。ただし、ナショナルスポンサーがIAAFやイベントのスポンサーに競合しないものとし、紛争を避けるため所属連盟はIAAFの事前承認を得なければならない。そのような表示は高さ5cm以内、面積30cm²以内とする。IAAF世界選手権大会においては、ナショナルチームまたは所属連盟のロゴまたは旗のみ表示することができる。

4.1.2.7

クラブ／競技者個人スポンサー

〔国内〕クラブ名、クラブロゴ、クラブスポンサー名、クラブスポンサーロゴ、競技者個人スポンサー名、競技者個人スポンサーロゴを以下のいずれかの形態でベストまたはレオタードの前に表示することができる。

- (i) クラブ名、クラブロゴ、クラブスポンサー名、競技者個人スポンサー名、クラブスポンサーロゴ、競技者個人スポンサーロゴのいずれか1つ。文字の高さは5cm以内、ロゴの高さは5cm以内とするが長さの制限は設けない。ただし、文字が表示されたワッペンをつける場合はワッペンの高さ5cm以内とするが長さの制限は設けない。(以下同じ)。
- (ii) クラブ名＋クラブロゴ、クラブスポンサー名＋クラブスポンサーロゴあるいは競技者個人スポンサー名＋競技者個人スポンサーロゴの組み合わせのいずれか1つ。(名前とロゴを切り離して表示

することはできず並列して表示しなければならない)。文字及びロゴの高さは5cm以内とするが長さの制限は設けない。

クラブ名は、ベストまたはレオタードの後部につけることができる。その文字の高さは4cm以内とするが、長さの制限は設けない。

〔国内〕日本学生陸上競技連合、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟に加盟している学校教育法第1条、第124条および第134条に規定する学校の学校名／マークはベストまたはレオタードの前部および後部にそれぞれ1カ所表示できるものとし、大きさに制限は設けない。
〔国際〕(IAAF 競技会規則第1条(d)、(e)、(h)、(i) および(j)の競技会で、独自の広告規程を持たない(陸連などの)組織により認可された競技会にのみ適用する。)

クラブ名、クラブスポンサー名／ロゴ、またはクラブロゴまたは競技者個人のスポンサーロゴのいずれか1つをベストまたはレオタードの前部の右胸に表示することができる。

直接シャツにプリントした場合は字の高さ、ワッペンをつけた場合はその高さは4cm以内、面積40cm²以内の長方形とする。

クラブ名は、ベストの後部につけることができる。その文字の高さは4cm以内とするが、長さの制限は設けない。

伝統的なクラブ名の一部であり、1980年1月1日以前にIAAF加盟団体として登録されたロゴで、会社や製品と関係がないものは現状のままとするが、サイズを大きくすることはできない。会社や製品を表すロゴや文字を含むクラブロゴは本項が適用される。

4.1.3

トップス、トレーニングウェア上衣、T シャツ、

トレーナー、レインジャケット

トップス、トレーニングウェア上衣、Tシャツ、トレーナー、レインジャケットに表示される広告は、他に定めのない限りすべての競技会において以下の要件に従わなければならない。

4.1.3.1

製造会社名／ロゴ

衣類の製造会社名／ロゴをベストの前に1カ所表示できる。その大きさは、各文字が高さ4cm以内、トータルロゴの高さは5cm以内で、面積40cm²以内の長方形とする。

製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ（名前や文字を含まない）は、装飾的な「デザインマーク」として、以下のうちの1つに、幅10cmを超えない帯状で1回、あるいは繰り返して使用できる。ただし、そのような使用が著しく目立つものや、衣類の印象を過度に損なうものでないと、IAAFまたは本連盟が判断する場合に限る。

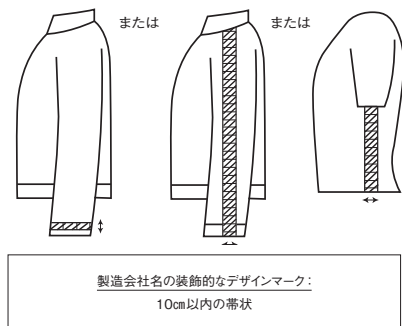
- 両袖の先端
- 両袖の肩まわりの縫い目沿い
- 衣類の両脇下の縫い目沿い

製造会社名／ロゴの例



製造会社名／ロゴ
 文字が高さ4cm以内、トータルロゴの高さは5cm以内、面積40cm²以内の長方形

製造会社の装飾的なデザインマークの例



4.1.3.2

競技者名

競技者名を衣類の前部／後部に表示することができる。高さは4cm以内とする。

4.1.3.3

国名

競技者の国名／公式国名略号は衣類の前部／後部に各1カ所表示することができる。表示は高さ10cm以内とする。

4.1.3.4

ナショナルチームまたは所属連盟のロゴまたは旗

ナショナルチームまたは所属連盟のロゴまたは旗はそれぞれの衣類に1カ所表示できる。高さ5cm以内、面積40cm²以内とする。

4.1.3.5

〔国内〕 都道府県名／ロゴ

- (i) 都道府県対抗競技会においては、所属する都道府県名／ロゴを衣類の前部および後部にそれぞれ1箇所表示することができる。
- (ii) 加入団体の所在地を示す場合は、クラブ名とは切り離れた形で表示し、前部の右胸、左胸、後部のいずれか1カ所に表示できる。高さは4cm以内とし、長さには制限は設けない。

〔国際〕 IAAF名／ロゴは上半身の衣類に表示す

ることはできない。

4.1.3.6

ナショナルスポンサー

ナショナルチームスポンサー名／ロゴは、ナショナルチームまたは所属連盟のロゴまたは旗の代わりにそれぞれの衣類に1カ所表示することができる。ただし、IAAFやイベントのスポンサーに競合しないものとし、紛争を避けるため、所属連盟はIAAFの事前承認を得なければならない。そのような表示は高さ5cm以内、面積40cm²以内とする。IAAF世界選手権会においては、そのような衣類はいかなる表彰式においても表彰台で着用してはならない。

4.1.3.7

クラブ／競技者個人スポンサー

〔国内〕クラブ名、クラブロゴ、クラブスポンサー名、クラブスポンサーロゴ、競技者個人スポンサー名、競技者個人スポンサーロゴを以下のいずれかの形態で衣類の前に表示することができる。

- (i) クラブ名、クラブロゴ、クラブスポンサー名、クラブスポンサーロゴ、競技者個人スポンサー名、競技者個人スポンサーロゴのいずれか1つ。文字の高さは5cm以内、ロゴの高さは5cm以内とするが長さの制限は設けない。ただし、文字が表示されたワッペンをつける場合はワッペンの高さ5cm以内とするが長さの制限は設けない。(以下同じ)。
- (ii) クラブ名＋クラブロゴ、クラブスポンサー名＋クラブスポンサーロゴあるいは競技者個人スポンサー名＋競技者個人スポンサーロゴの組み合わせのいずれか1つ。(名前とロゴを切り離して表示することはできず並列して表示しなければならない)。文字及びロゴの高さは5cm以内とするが長さの制限は設けない。

クラブ名は、衣類の後部につけることができる。 Ⅱ
その文字の高さは4cm以内とするが、長さの制限は設けない。

〔国内〕日本学生陸上競技連合、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟に加盟している学校教育法第1条、第124条および第134条に規定する学校の学校名／マークは衣類の前面および後面にそれぞれ1カ所表示できるものとし、大きさに制限は設けない。

〔国際〕(IAAF競技会規則第1条(d)、(e)、(h)、(i)および(j)の競技会で、独自の広告規程を持たない(陸連などの)組織により認可された競技会にのみ適用する。)

クラブ名、クラブスポンサー、クラブロゴ、競技者の個人スポンサーロゴのいずれかを衣類の右胸に表示することができる。

伝統的なクラブ名の一部であり、1980年1月1日以前にIAAF加盟団体として登録されたロゴで、会社や製品と関係がないものは現状のままとするが、サイズを大きくすることはできない。会社や製品を表すロゴや文字を含むクラブロゴは本項が適用される。

4.1.4 下半身の衣類

ソックス、ショーツ、タイツ等(レオタードを除く)の下半身の衣類に表示される広告や表示は以下の要件を満たさなければならない。

4.1.4.1 製造会社名／ロゴ

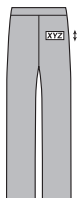
製造会社名／ロゴを1カ所表示することができる。高さ4cm以内、面積20cm²とする。

製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ(名前や文字を含まない)は、装飾的な「デザインマーク」として、以下のうちの1つに、幅10cmを超えない帯状で1回、あるいは繰り返す

返して使用できる。ただし、そのような使用が著しく目立つものや、衣類の印象を過度に損なうものでないと、IAAFまたは本連盟が判断する場合に限る。

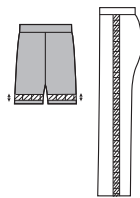
- 一両裾の先端
- 一両脚外側の縫い目沿い

製造会社名／ロゴの例



製造会社名／ロゴ：
高さ 4cm以内、面積 20cm²以内

製造会社の装飾的なデザイン
マークの例



製造会社名の装飾的なデザインマーク：
10cm以内の帯状

4.1.4.2

〔国内〕都道府県名／ロゴ、学校名／ロゴ

- (i)都道府県名：所属する都道府県名／ロゴを下半身のウェアに1カ所表示することができる。高さは4cm以内とする（国民体育大会および都道府県対抗で行われる駅伝等の競技会は制限しない）。
- (ii)学校名／ロゴ：学校教育法第1条、第124条および第134条に規定する学校名／マークのみ1カ所表示できる。

〔国際〕IAAF名／ロゴは下半身の衣類に表示することはできない。

4.1.4.3

国名

競技者の国名／公式国名略号を下半身の衣類の前部／後部に各1カ所表示することができる。表示の高さは10cm以内とする。

4.1.4.4

ナショナルチームまたは所属連盟ロゴまたは旗

ナショナルチームまたは所属連盟のロゴ、旗、当該国の象徴を、下半身の衣類の前部に1カ所表示することができる。それぞれの表示の大きさは高さ4cm以内、面積20cm²以内とする。

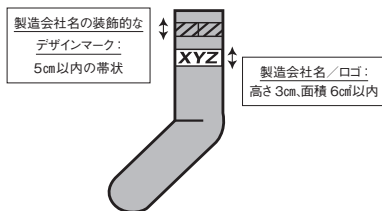
4.1.4.5

ソックス

ソックスの製造会社名／ロゴをそれぞれのソックスに1カ所に表示することができる。高さ3cm以内、面積6cm²以内とする。

競技者名をそれぞれのソックスに1カ所表示することができる。高さ2cm以内とする。

製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ（名前や文字を含まない）は、装飾的な「デザインマーク」として、それぞれの上端に幅5cmを超えない帯状で1回、あるいは繰り返して使用できる。ただし、そのような使用が著しく目立つものや、ソックスの印象を過度に損なうものでないと、IAAFまたは本連盟が判断する場合に限る。



4.1.5

シューズ

競技者が使用するシューズの製造会社名／ロゴは、サイズに制限を設けない。

4.1.6

その他の衣類

競技中に競技者によって使用されるその他の衣類（ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンドなど）の製

造会社名／ロゴは、衣類（製品）1つにつき1カ所表示することができる。面積は6cm²以内とする。

（注意）メガネ、サングラスなどは2カ所まで表示することができる。

4.1.7 無印の衣類

競技者の衣類が本規程に適合しない場合、競技者係は、規定に反するものを覆うか、主催者によって提供された無印の衣類を身につけるよう競技者に要求する。

4.1.8 計測

競技者の衣類に表示された広告や他の表示の大きさは、着用された状態で計測される。

4.1.9 特定の大会の認可

4.1.9.1 衣類の製造会社、もしくは加盟団体は、当該特定の大会の認可のために、大会の相当期間前にIAAFにサンプルを提出することができる。

4.1.9.2 IAAFの決定は文書で製造会社に通知される。IAAFが承認し、当該特定の競技会で競技者が着用するあらゆる衣類は、本規程に適合しているものとみなす。

4.1.9.3 IAAFの裁定に対する製造会社の異議は、裁定が下されてから10日以内に文書にて申し出ることができる。IAAFは当該特定競技会でその衣類が承認されるかどうかの最終的な判断を下す。

4.2 競技役員の衣類

4.2.1 上半身の衣類

上半身の衣類の製造会社名／ロゴは、1カ所表示することができる。そのような表示は文字の高さ4cm以内、トータルのロゴの高さは5cm以内で、面積40cm²以内の長方形とする。

製造会社のグラフィック、または象徴的な口

ゴ（名前や文字を含まない）は、装飾的な「デザインマーク」として、以下のうちの1つに、10cmを超えない帯状の1本、あるいは繰り返して使用できる。ただし、そのような使用が著しく目立つものや、衣類の印象を過度に損なうものでないと、IAAFまたは本連盟が判断する場合に限る。

—両袖の先端

—両袖の肩まわりの縫い目沿い

—衣類の両脇下の縫い目沿い

〔国内〕 競技会名／ロゴを1カ所表示することができる。大きさに制限は設けない。シリーズ／タイトルスポンサーやプレゼンティングスポンサーがついた競技会においては、競技会タイトルが表示されるならば、完全な競技会タイトルで表示されなければならない（スポンサー名だけではない）。

本連盟、地域陸協、加盟団体の名称／ロゴは1カ所表示することができる。

スポンサー名／ロゴを1カ所表示することができる。その高さは4cm以内とする。

4.2.2

下半身の衣類

役員の下半身の衣類に表示されている広告または他の表示は、本規程4.1.4で定められた競技者に対するものと同じ要件を満たさなければならない。

4.3

写真記者／カメラクルーの衣類

4.3.1

インフィールドに立ち入ることが許された写真記者は、大会主催者によって供給された公式インフィールドビブスをつけなければならない。

〔国内〕 本連盟主催大会は専用のビブスとする。

4.3.2

写真記者の公式インフォールドビブスには、

競技会名、シリーズ競技会（またはシリーズタイトル）名／ロゴ、本連盟、地域連盟、加盟団体名ならびにまたは競技会ロゴを表示することができる。文字の高さは10cm以内とする。さらに、公式フィルム、公式カメラまたは他のスポンサー名／ロゴを、公式インフィールドビブスの前に1カ所、および後ろに1カ所表示することができる。

それらの表示の高さは10cm以内とする。

- 4.3.3 テレビカメラクルーの公式インフィールドビブスには競技会名、シリーズ競技会（またはシリーズタイトル）名／ロゴ、本連盟、地域連盟、加盟団体名および競技会ロゴを表示することができる。文字の高さは10cm以内とする。スポンサー名／ロゴ（1社のみ）、もしくは放送局名／ロゴを、当該競技会主催者に承認を得て、テレビクルーのインフィールドビブスの前に1カ所、後ろに1カ所表示することができる。その表示の高さは10cm以内とする。

4.4 競技会会場内で活動するスポンサーの衣類

- 4.4.1 競技中にサービスを提供するスポンサー名／ロゴを、競技会会場にいる当該スポンサーのスタッフの上半身の衣類に表示することができる。

そのような表示は高さ5cm以内、面積40cm²以内とする。

- 4.4.2 さらに衣類スポンサー名／ロゴおよび競技会タイトルおよび競技会ロゴを当該スポンサースタッフの衣類に表示することができる。シリーズ／タイトルスポンサーやプレゼンティングスポンサーがついている競技会では、競技会タイトルを表示する際には、完全な競技会タイトルで表示されなければならない（スポンサー名だ

けではないけない)。それらの表示は高さ4cm以内とする。

5 ナンバーカード

5.1 大きさ

5.1.1 ナンバーカードは横24cm以内、縦20cm以内とする。

5.1.2 ナンバーカードの数字（またはその他の方法による競技者を特定する表示）の高さは最低6cm、最大10cmとする。数字等は容易に見ることができるものとする。

5.1.3 競技者を特定する表示の上の表示の高さは6cm以内とする。そこにはスポンサー名／ロゴ、もしくはIAAFまたは本連盟が事前に承認した場合に限り、そのようなスポンサーの商業的表示を掲出することができる。

5.1.4 〔国内〕 競技者を特定する表示の下には、大会名／ロゴ、加盟団体名、スポンサー名／ロゴ、または開催都市名のいずれかを表示することができ、文字の高さは4cm以内とする。IAAFまたは本連盟が事前に承認した場合に限り、スポンサーの商業的表示を掲出することができる。〔国際〕 競技者を特定する表示の下には、スポンサー名／ロゴまたは開催都市名を表示することができ、文字の高さは4cm以内とする。IAAFが事前に承認した場合に限り、スポンサーの商業的表示を掲出することができる。

5.1.5 〔国内〕 駅伝競走においては、番号数字の代わりにチーム名（都道府県名、学校名等）と、区間を表す文字もしくは競技者の大会登録番号をバランスよく入れることができる。ただし、会社名（チーム名）は入れないものとする。

5.2 色

ナンバーカードは、数字（またはその他の方

法による競技者を特定する表示)を最高な可視性を保証するために適切な色でプリントされなければならない

5.3

可視性

ナンバーカードとナンバーカードの数字(またはその他の方法による競技者を特定する表示)は、競技中はたえず完全な形で見えなければならない。

5.4

ナンバーカードの広告

5.4.1

1枚のナンバーカードには競技会の競技種目ごとに最大2社のスポンサーを表示することができる。競技種目が異なれば(例:男子100mと女子やり投)異なるスポンサーを表示できる。

5.4.2

[国内]すべての大会でナンバーカード広告を付した場合は、その広告料(最低100万円とする)の10%を本連盟に支払う。

6

用器具と提供品

6.1

競技用具

6.1.1

砲丸、円盤、やり、リレーバトン、棒高跳のポール、ハンマー、クロスバー、跳躍用支柱、周回用の鐘、スターティングブロック、レーンナンバー標識

競技会で使用される砲丸、円盤、やり、リレーバトン、棒高跳のポール、ハンマー、クロスバー、跳躍用支柱、周回用の鐘、スターティングブロック、レーンナンバー標識に、サプライヤーまたは製造会社名/ロゴを2カ所表示することができる。

高さは4cm以内とする。さらに、スポンサー名/ロゴ(1社)を競技会で使用されるクロスバー、跳躍用支柱、周回用の鐘、スターティングブロック、レーンナンバー標識に表示できる。その高さは4cm以内とする。

6.1.2

跳躍着地用マット

競技会中に使用される跳躍着地用マットのサプライヤー、製造会社もしくはスポンサーの名称／ロゴを、跳躍着地用マットの側面に合計4カ所表示することができるが、上面を除く。各表示の高さは30cm以内とするが、ロゴが使用されていない場合は文字の高さとする。競技会名／ロゴは、跳躍着地用マットの上面および各側面に表示できる。その場合、表示の大きさはそれぞれの着地エリアに適合するサイズとする。

6.1.3

ハードルと障害物

以下のうち3つを競技会中に使用されるハードル／障害物の両面に繰り返し表示することができる。そのような表示の高さは5cm以内とする。

－ハードルまたは障害物の製造会社名／ロゴ
－スポンサー名／ロゴ（複数可）

－開催地名

－競技場名

－競技会名もしくはシリーズ競技会名／ロゴ

[国際] 以下のうち3つを競技会中に使用されるハードル／障害物の両面に繰り返し表示することができる。そのような表示の高さは5cm以内とする。

－ハードルまたは障害物の製造会社名／ロゴ
－スポンサー名／ロゴ（複数可）

－開催地名

－競技場名

－競技会名もしくはシリーズ競技会名／ロゴ

－各国陸連の名称／ロゴ

6.1.4

[国際] 踏切板

スポンサー（複数可）またはサプライヤーの

名称／ロゴを踏切板の脇に設置できる。

6.1.5

IAAF 認証ロゴ

IAAF 認証ロゴの使用は、IAAF 認証手続きに掲載されている公式 IAAF 認証ロゴガイドラインに従うこと。

6.2

電気装置または他の装置

6.2.1

電気装置

6.2.1.1

情報を表示する電気装置（計測器、時計、風速計、電気表示器など）に、そのような装置のサプライヤー、製造会社、もしくは製造、供給、販売しているスポンサーの名称／ロゴをそれぞれの側面に表示することができる。各表示の高さは20cm以内とする。

6.2.1.2

競技会会場で時計／計測器を天候から保護するテントは、高さ1.7m、直径1.2m、長方形の場合は一辺1mまでとし、必要な場合競技中に限り使用できる。そのような装置のサプライヤー、製造会社、もしくは製造、供給、販売しているスポンサーの名称／ロゴを天候から保護するテントに表示することができる。表示の高さは40cm以内とする。

6.2.2

フィールド記録表示器

大会名、シリーズ競技会名／ロゴまたはスポンサー名／ロゴをインフィールドの表示器として使用されているフィールドボードの画面上に順番に表示することができる。ただし、競技情報提供のために競技中に使用されている間は、スポンサー名／ロゴを表示することは禁止される。

6.2.3

その他の器具

IAAFによる承認がなければ、競技場内で使用されるその他の競技器具の製造会社名／ロゴ、またはその他のスポンサー名／ロゴは、そ

それぞれの器具の両側に合計2カ所しか表示できない。それぞれの表示の高さは10cm以内とする。

6.2.4 ラジコンカー

競技会タイトルならびにまたはスポンサー名／ロゴ（複数可）もしくはサプライヤー名を、競技会会場で器具として使用されるラジコンカーに表示することができる。高さは10cm以内とする。

6.3 ドリンクステーション

6.3.1 ドリンクステーションの数

6.3.1.1 屋外競技場

ドリンクステーションは競技場内に最大6カ所設置することができ、その場所は実施される各種目付近とする。

6.3.1.2 室内競技場

競技エリアにドリンクステーションを最大2カ所設置することができる。

6.3.1.3 〔国内〕 道路競技

競技規則に従い設置することができる。

6.3.2 ドリンクステーションの大きさと形

ドリンクステーションの高さは1.4m以内、直径は1m以内とし、四角形の場合は一辺1m以内とする。ドリンクステーションの形はドリンクを提供するスポンサーによって供給されたドリンクのパッケージのデザイン（ボトル、缶など）を組み合わせることができる。

6.3.3 ドリンクステーション上の広告／表示

6.3.3.1 競技場内競技会

スポンサー名／ロゴをドリンクステーションの円周部分に、また、長方形のドリンクステーションでは、各辺の部分に表示することができる。高さはそれぞれ40cm以内とする。

6.3.3.2

競技場外競技会

テーブルの周りの裾やテーブル、テーブルを覆うテントに、スポンサー名／ロゴを表示することができる。高さ20cm以内、トータルの長さは10m以内とする。

競技場内に設置される場合は前項を適用する。

6.3.4

ドリンクステーションスタッフ

競技場外競技会では、ドリンクを供給するスポンサーのスタッフは、権限を与えられた他のスタッフと同様に、ドリンクステーションからドリンクを配布することができる。ドリンクを配布するスタッフの上半身の衣類に、ドリンクのスポンサーもしくはその他のスポンサーの名称／ロゴを表示することができる。それぞれの表示は40cm²以内とする。

6.3.5

パラソル／テント

ドリンクステーションのパラソルやテントを、必要ならば競技会中のみ使用することができる。数は天候による適切な数とし、スポンサー（1社）の広告を、競技場外での競技会で使用されるパラソルやテントに表示することができる。表示は400cm²以内とする。

6.4

ドリンクの容器

6.4.1

〔国際〕個人用容器

オフィシャルドリンクサプライヤー名／ロゴを、選手個人のドリンク容器に表示することができる。容器は最大1ℓとする。

6.4.2

主催者が用意したドリンク容器 - 公式ドリンク容器

スポンサー名／ロゴ（1社）を、主催者によって用意されたドリンク容器に表示することができる。容器は最大1ℓとする。

これらのドリンク容器は、公式ユニフォーム

を身につけた役員によってレース終了直後に競技者に手渡すことができる。

7 スクリーン上の表示

7.1 サービス供給スポンサー／スポンサー

つぎのようなスポンサー名／ロゴは、テレビや現在または将来の技術(スクリーン上の表示)によって伝えられるシグナルで表示されることができる。

- (i)サービス供給スポンサー名／ロゴ。ならびにまたは
- (ii)スクリーン上の表示を供給、または出資しているスポンサー名／ロゴ。

7.2 アプリケーション

7.2.1 あらゆるスクリーン上の表示(サイズ、時間、作風)は、開催国の法律や放送局の自主規制を含むすべての適切な法律および規則に従わなくてはならない。

7.2.2 あらゆるスクリーン上の表示の実施は、大会主催者、競技会のホスト放送局、競技会を放送する関係放送局との間で検討されなければならない。

8 バーチャル広告

8.1 アプリケーション

8.1.1 総 則

8.1.1.1 バーチャル広告は、その使用が競技会の高潔性を妨げないような適切な方法で実施されなければならない。

8.1.1.2 バーチャル広告は競技会における放送の視聴者の眺望を妨げる方法で挿入されてはならない。

8.1.1.3 バーチャル広告の実施は本連盟、競技会主催者、競技会のホスト放送局および競技会を放送する関係放送局との間で検討されなければならない。

ない。

- 8.1.1.4 スポンサーを含む競技会のすべての関係者は、そのような競技会におけるバーチャル広告の使用について十分知らされなければならない。

8.1.2 **競技エリア外**

バーチャル広告は、競技が開催される、または行われるエリア（すなわちトラックやインフィールド／コース）外では、競技前、競技中ならびにセッション終了後に表示することができる。ただし、実際に広告目的に利用されていてもいなくても（広告ボード、インフィールドボードまたはカムカーペットを含む）平らな表面上だけに表示できる。

バーチャル広告はつぎのような表示は禁止される。

- (i) ナンバーカードを除く競技会会場内のすべての人物（観客、競技者、役員を含む）上への表示。
- (ii) 広告伝達を本来の目的にしていない、また実際に適していないすべての可動または固定された物への表示。
- (iii) 空中。

8.1.3 **競技エリア内**

バーチャル広告は、競技会での競技が開催される、または行われるエリア（すなわちトラック、インフィールド／コース）内では、セッションの前後のみ表示することができる。ただし、広告ボード、インフィールドボードならびにまたカムカーペット上は競技前、競技中ならびにセッション終了後に表示することができる。

8.2 **準拠法**

バーチャル広告のいかなる使用も、開催国の法律や放送局の自主規制を含むすべての適切な

法律および規制に従わなくてはならない。

9 広告コミッショナー

9.1 任 命

本連盟競技規則第139条に従い、(任命されていれば) 広告コミッショナーは本連盟の広告規程や規則が遵守されているかを監督し、招集所で発生した未解決事項に対し、招集所審判員と協力して決定を下す。

9.1.1 IAAF 競技会規則第1条1項(a)(i)、(b)、(c)、(d)、および(e)の大会：IAAFが広告コミッショナーの義務を果たすために個人を任命することができる。

9.1.2 IAAF 競技会規則第1条1項(f)、(g)、(h)、(i)、(j)の大会：関係する地域連盟が、広告コミッショナーの義務を果たすために個人を任命することができる。

9.2 権 限

広告コミッショナーは、個々の競技会に関するこれらの規則を監督、施行、解釈、指揮する権限と機能をもつ。

9.3 報 告

9.3.1 [国内] 広告コミッショナーは当該の競技会の実行委員長に報告し、指示に従わなければならない。

[国際] 広告コミッショナーは当該の競技会で任命されたテクニカルデレゲートに報告し、指示に従わなければならない。

9.3.2 [国内] 本連盟が任命した広告コミッショナーは、本連盟専務理事に報告し、指示に従わなければならない。

地域連盟、加盟団体、その他の関係する団体に任命された広告コミッショナーは、それぞれ地域連盟、加盟団体、その他の関係する団体の

長に報告し、指示に従わなければならない。
 〔国際〕IAAFが任命した広告コミッショナーは、IAAF事務総長に報告し、指示に従わなければならない。地域陸連、加盟団体、その他の関係する団体により任命された広告コミッショナーは当該地域陸連、加盟団体、その他の団体の事務総長に報告し、指示に従わなければならない。
 〔国内〕大会実行委員長と本連盟専務理事による決定／指導の対立、不一致が生じた場合は、本連盟専務理事の決定／指導が優先される。
 〔国際〕テクニカルデレゲートと当該事務総長の決定／指導の対立、不一致が生じた場合は、事務総長の決定／指示が優先される。

9.3.3

10

10.1

10.1.1

本規程の実施

競技会会場下見

競技役員

競技会開催時刻の前に、競技役員はすべての広告および表示が規程通りになっているかをチェックするために、競技会会場の下見を実施しなければならない。広告または他の表示が規程通りでないことが発見された場合、競技役員はそれらの広告が規程通りになるよう、ただちに移動または変更をしなければならない。

10.1.2

広告コミッショナー

広告コミッショナーは、競技役員の指示が遵守されるように監督する責任をもつ。関係当事者が競技役員の指示に1つでも従っていないとき、または広告コミッショナーの視点からみて必要と思われる措置を競技役員が命じていないときは、その問題は広告コミッショナーによって決定される。広告コミッショナーの決定に違反した団体は、本規程に則り処罰の対象になる。

10.2

競技者

10.2.1

競技者招集所

本連盟競技規則第138条に基づき、すべての競技者の衣類や用器具を競技前に招集所で確実にチェックすることは、競技者係に任命された競技役員の実務である。

もし競技者がこれらの規定に違反する衣類を身につけ、もしくは用器具を所有して競技会会場やコースに立ち入ろうとした場合は、競技者係は当該競技者に対し、競技会会場やコースでそのような衣類を身につけないよう、または用器具を持ち込まないよう要請しなければならない。競技者係は当該競技者を競技会会場やコースに入ること、またはそのような衣類を身につけたり用器具を使用することを許可してはならない。競技者係は、判断しかねる事項について招集所審判長の判断を仰ぐ。

10.2.2

競技者の服従拒否

競技者が競技者係の命令に従わない場合、競技者係はその問題をただちに広告コミッショナーに伝えなければならない。広告コミッショナーはただちにこの問題を確認し、決定を下さなければならない。競技者は広告コミッショナーの決定に従わなければならない。

10.2.3

処罰

競技者が広告コミッショナーの決定に従わず、競技者係、広告コミッショナーが規定違反であると判断した衣類や用器具で競技に参加した場合、その競技者は本規程に基づき処罰の対象となる。

10.2.4

金銭的制裁

本規程違反で、その競技会において競技することを禁止された、または競技者係ならびにまたは広告コミッショナーが規則違反であると判

断した衣類や用器具で競技に参加したすべての競技者は、制裁金を科せられるか、またはこの競技会にかかわる出場料(アピアランスマネー)を受け取る権利を与えられない。

10.2.5

衣類／用器具の確認直後の変更

競技者係の確認後に規則違反の衣類や用器具に変更した競技者は、処罰の対象となる。

10.3

役員およびその他の関係者

10.3.1

競技役員

競技会会場に入る役員およびその他の関係者の衣類、用器具を競技会開始前に確認することは競技役員の実務である。競技役員がそのような衣類や用器具が規則違反であると判断した場合、違反者に対し、対象となる衣類や用器具を競技会会場で身につけたり競技会会場にもち込んだりしないよう要求しなければならない。違反者がすでに競技会会場内にいる場合は、その衣類を脱いだり用器具を移動したり、または競技会会場からただちに退去するよう要求しなくてはならない。

10.3.2

役員／その他の関係者の服従拒否

役員またはその他の関係者が競技役員の実務に従わない場合、競技役員はその問題をただちに広告コミッショナーに報告しなければならない。

広告コミッショナーはただちにこの問題を検討し、決定を下す。役員またはその他の関係者は、広告コミッショナーの決定に従わなければならない。広告コミッショナーの決定に従わないときは、本規程に基づき処罰の対象となる。

11

処罰／上訴と裁定

11.1

処罰

〔国内〕本規程に基づいてなされた処罰とその

理由は、すべて本連盟専務理事に報告されなければならない。

〔国際〕本規程に基づいてなされた処罰とその理由は、すべて IAAF 事務総長に報告されなければならない。

11.1.1

処罰項目のリスト

競技役員／広告コミッショナーによってこれらの本規程に違反していると判断され、規則に従うよう要求された競技者や役員またはその他の関係者は、つぎのような処罰対象になることがある。

- (i) 競技会の失格。
- (ii) 競技者への金銭的制裁宣告、もしくは大会主催者による競技者に対する競技会出場料（アピアランスマネー）の支払拒否宣告（10.2.4参照）。
- (iii) 最大42日間の出場停止。
- (iv) 制裁金。

11.1.2

処罰手続き

11.1.2.1

本条項11.1.1に示されたあらゆる処罰は、それぞれの競技会で任命された広告コミッショナー、または実行委員長によって規則違反と判断された競技者、役員またはその他の関係者に科される。

11.1.2.2

本規程に基づいて科せられたあらゆる処罰は、事実関係の要旨と科せられた処罰内容を含む書面で確認され、本連盟に対するコピーとともに処罰の後ただちに所属団体にも通知される。

11.1.3

支払い

競技者、役員その他の人に制裁金が科せられた場合、制裁金は規則に違反した人または団体から直接支払われなければならない。

11.2

上訴

11.2.1

提起

本規程に基づく処罰に対する競技者または役員その他の関係者によるあらゆる上訴は、本連盟競技規則第119条により任命されたジュリーに、もし特定の競技会においてそのような上訴審判員が設けられていない場合はそれぞれの競技会に広告コミッショナーを任命する本連盟、地域連盟、加盟団体および関係団体に提出される。

なお、上記の紛争解決手続きは緊急の方法であるため、最初の決定についての審査要求は、最初の決定を受取ってから48時間以内に書面にてジュリーに提出されるものとする。

11.2.2

決定

ジュリーは広告コミッショナー／実行委員長によって書かれた報告を検討し、ジュリーまたは上訴人による要請があれば、広告コミッショナー／実行委員長／上訴人による口頭の報告を検討する。ジュリーは要求受領の48時間以内にその決定に達しなければならない。ジュリーははじめの決定を破棄、変更、修正することができる。ジュリーは事実の骨子と結論を含む決定事項を書面にまとめ、結論が出て1週間以内に上訴人に渡す。

ジュリーの決定は最終のものであり、すべての関係者が従わなくてはならない。

11.3

準拠規程

本規程は、IAAF諸規則ならびに本連盟諸規則に適用される規則に則り、解釈される。

競技会分類に対応する競技者の衣類 (IAAF 競技規則)

規定	競技会	競技者の衣類
1.1 (a)	ワールドアスレティックシリーズ (WAS)	・ベスト A (ナショナルベスト) - 世界選手権 ・ベスト B (連盟スポンサー付ナショナルベスト) — 世界選手権以外のワールド・アスレティック・シリーズ
1.1 (b)	地域、区域またはグループのゲーム	・ベスト A (ナショナルベスト) ・ベスト B (連盟スポンサー付ナショナルベスト)
1.1 (c)	単一の地域に制限されていない、区域またはグループの選手権大会	・ベスト A (ナショナルベスト) ・ベスト B (連盟スポンサー付ナショナルベスト)
1.1 (d)	単一の地域に限定されていない対抗戦	・ベスト A (ナショナルベスト) ・ベスト B (連盟スポンサー付ナショナルベスト) または ・ベスト C (クラブベスト) — 国を代表する場合を除く
1.1 (e)	IAAF ワールドチャレンジ (IWC)	・ベスト A (ナショナルベスト) ・ベスト B (連盟スポンサー付ナショナルベスト) または ・ベスト C (クラブベスト)
1.1 (f)	地域選手権大会	・ベスト A (ナショナルベスト) ・ベスト B (連盟スポンサー付ナショナルベスト)
1.1 (g)	1.1 (c) 以外の区域またはグループの選手権大会	・ベスト A (ナショナルベスト) ・ベスト B (連盟スポンサー付ナショナルベスト)
1.1 (h)	単一地域内での対抗戦	・ベスト A (ナショナルベスト) ・ベスト B (連盟スポンサー付ナショナルベスト) または ・ベスト C (クラブベスト) — 国を代表する場合を除く
1.1 (i)	1.1 (e) 以外の国際招待競技大会	・ベスト A (ナショナルベスト) ・ベスト B (連盟スポンサー付ナショナルベスト) または ・ベスト C (クラブベスト)
1.1 (j)	1.1 (e) と同様の地域のプログラム	・ベスト A (ナショナルベスト) ・ベスト B (連盟スポンサー付ナショナルベスト) または ・ベスト C (クラブベスト)

図1 ベストA (ナショナルベスト)



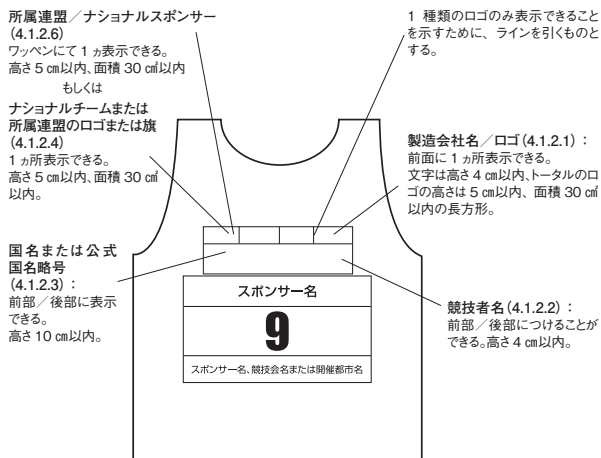
ナンバーカード(5)

- ◇ナンバーカードの大きさは最大縦20 cm × 横24 cm。(5.1.1)
- ◇ナンバーカードの数字(またはその他競技者を特定するもの)の高さは、最低6 cm最大10 cm。(5.1.2)
- ◇数字の上の表示の高さは6 cm以内。(5.1.3)
- ◇数字の下の表示の高さは4 cm以内。(5.1.4)

下半身の衣類(4.1.4) :

- ◇製造会社名/ロゴ(4.1.4.1) 1カ所表示できる。高さ4 cm以内、面積20 cm²以内。
- ◇国名/公式国名略称(4.1.4.3) 前部/後部に各1カ所表示できる。高さ10 cm以内。
- ◇ソックス(4.1.4.5) 製造会社名/ロゴをそれぞれ1カ所表示できる。高さ3 cm以内、面積6 cm²以内。競技者名をそれぞれ1カ所表示できる。高さ2 cm以内。

図2 ベストB (ナショナルスポンサー付ナショナルベスト)



ナンバーカード(5)

- ◇ナンバーカードの大きさは最大縦20 cm × 横24 cm。(5.1.1)
- ◇ナンバーカードの数字 (またはその他競技者を特定するもの) の高さは、最低6 cm最大10 cm。(5.1.2)
- ◇数字の上の表示の高さは6 cm以内。(5.1.3)
- ◇数字の下の表示の高さは4 cm以内。(5.1.4)

下半身の衣類 (4.1.4) :

- ◇製造会社名／ロゴ (4.1.4.1)
 1ヵ所表示できる。高さ4 cm以内、面積20 cm²以内。
- ◇国名／公式国名略号 (4.1.4.3)
 前部／後部に各1ヵ所表示できる。
 高さ10 cm以内。
- ◇ソックス (4.1.4.5)
 製造会社名／ロゴをそれぞれ1ヵ所表示できる。
 高さ3 cm以内、面積6 cm²以内。
 競技者名をそれぞれ1ヵ所表示できる。
 高さ2 cm以内。

図3 ベストC (クラブベスト)

クラブ名・クラブスポンサーロゴ・
クラブロゴ・競技者個人のスポンサー
ロゴ(4.1.2.7)
いずれか1つを前に表示できる。
高さが4cm以内、面積40cm²以内
の長方形。

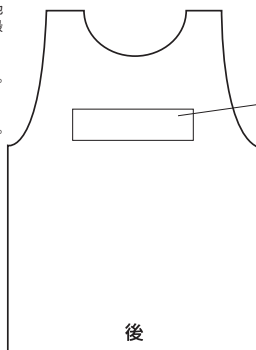
製造会社名／ロゴ(4.1.2.1)：
前面に1ヵ所表示できる。
文字は高さ4cm以内、トータルのロ
ゴの高さは5cm以内で30cm²以内
の長方形。



ナンバーカード(5)

- ◇ナンバーカードの大きさは
最大縦20cm、横24cm。(5.1.1)
- ◇ナンバーカードの数字(またはその他
競技者を特定するもの)の高さは、最
低6cm最大10cm。(5.1.2)
- ◇数字の上の表示の高さは6cm以内。
(5.1.3)
- ◇数字の下の表示の高さは4cm以内。
(5.1.4)

クラブ名(4.1.2.7)
文字は高さ4cm以内、
長さの制限は設けない。



下半身の衣類(4.1.4)：

- ◇製造会社名／ロゴ(4.1.4.1)
1ヵ所表示できる。高さ4cm以内、
面積20cm²以内。
- ◇ソックス(4.1.4.5)
製造会社名／ロゴをそれぞれ
1ヵ所表示できる。
高さ3cm以内、面積6cm²以内。
競技者名をそれぞれ1ヵ所表示
できる。
高さ2cm以内。

図4 ベストD (国内競技会限定のクラブベスト)

クラブ名・クラブスポンサー名 / ロゴ・
クラブロゴ (4.1.2.7)

(i) クラブ名、クラブロゴ、クラブスポンサー名、
クラブスポンサーロゴのいずれか 1 つを表示
できる。

文字の高さ (ワッペンをつける場合はワッペン
の高さ) は 4 cm 以内、ロゴの大きさ (ワッペンを
つける場合はワッペンの面積) は 40 cm² 以内。

(ii) クラブ名+クラブロゴまたはクラブスポ
ンサー名+クラブスポンサーロゴの組み合わせ
で 1 か所 (名前とロゴを切り離して表示するこ
とはできない)。

文字の高さ (ワッペンをつける場合はワッペン
の高さ) は 4 cm 以内、ロゴの大きさ (ワッペンを
つける場合はワッペンの面積) は 40 cm² 以内。



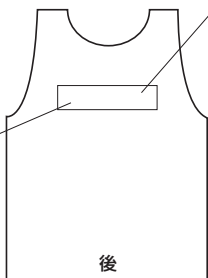
製造会社名 / ロゴ (4.1.2.1) :
前面に 1 か所表示できる。
文字は高さ 4 cm 以内、トータルロゴ
の高さは 5 cm 以内で 30 cm² 以内
の長方形。

都道府県名 / ロゴ (4.1.2.5)
※都道府県対抗競技会 (i)
前部 / 後部に表示できる。
高さ 4 cm 以内。

※加入団体の所在地 (ii)
前部の右胸、左胸、後部のい
ずれか 1 か所表示できる。
高さ 4 cm 以内。

クラブ名 (4.1.2.7) :

文字の高さ 4 cm 以内、長さの制限は設けない。



ナンバーカード (5)

◇ナンバーカードの大きさは縦 18~20 cm、
横 22~24 cm とする。(5.1.1)

◇ナンバーカードの数字 (またはその他競技者を
特定するもの) の高さは最低 6 cm、最大 10 cm。
(5.1.2)

◇数字の上の表示の高さは 6 cm 以内。(5.1.3)

◇数字の下の表示の高さは 4 cm 以内。(5.1.4)

下半身の衣類 (4.1.4) :

◇製造会社名 / ロゴ (4.1.4.1)
1 か所表示できる。高さ 4 cm 以内、面積 20 cm² 以内。

◇都道府県名 / ロゴ (4.1.4.2 (i))
1 か所表示できる。高さ 4 cm 以内。

◇学校名 / ロゴ (4.1.4.2 (ii))
1 か所表示できる。大きさに制限なし。

◇ソックス (4.1.4.5)
製造会社名 / ロゴをそれぞれ 1 か所表示できる。高さ 3 cm 以内、
面積 6 cm² 以内。
競技者名をそれぞれ 1 か所表示できる。高さ 2 cm 以内。